



2022年5月27日

各位

株式会社ジーテクト  
 代表取締役社長 高尾直宏  
 (コード番号：5970 東証プライム市場)  
 問い合わせ先  
 取締役専務執行役員 吉沢 勲  
 事業管理本部長  
 TEL 048-646-3400

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月27日開催の取締役会において、下記のとおり、定款一部変更の件を2022年6月24日開催予定の第11回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条但書に規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり当社定款を変更するものです。

- (1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです。
- (2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主様に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度の導入に伴い、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第14条)は不要となるため、これを削除するものです。
- (4) 上記の新設及び削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線部分は、変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び	(削除)

<p><u>連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	
<p>(新設)</p>	<p><u>(電子提供措置等)</u>  <u>第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>附則</u>  <u>第 1 条 変更前定款第 14 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第 14 条（電子提供措置等）の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>第 2 条 前条の規定にかかわらず、2023 年 2 月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 14 条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>第 3 条 本附則は、2023 年 3 月 1 日または前条の株主総会の日から 3 ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会      2022年 6 月 24 日（金曜日）  
定款変更の効力発生日            2022年 6 月 24 日（金曜日）

以上